

千葉市告示第192号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、次の事業者を指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1号の規定により告示します。

令和3年3月25日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定の種類
相談支援事業所 カメの子 千葉県千葉市美浜区 高洲4-8-2 -102	一般社団法人 しまね発達発酵研究所 島根県松江市八雲町 東岩坂477-5	令和3年 4月1日	1230100891	特定相談支援
			1270100553	障害児相談支援